

長岡まちなか民間活力創造研究会 会員募集要領

1 目的

本要領は、「長岡まちなか民間活力創造研究会」（以下、本会という。）設置要綱第6条第2項で定める会員の募集条件等について定めるものである。

2 応募資格

応募資格者は、本会設置要綱第1条の主旨を踏まえ、中心市街地のまちづくりに関心がある企業・団体とする。

3 応募方法

本会への参加を希望する者は、別紙「まちづくり提案書」に必要事項を記入し、企業・団体の概要（社名・団体名、所在地、創立年月日、資本金、代表者名、役員名、従業員数、事業内容等）がわかる資料・パンフレット等を添付したうえで事務局（代表窓口）に郵送するものとする。

4 選考方法

提出された「まちづくり提案書」の内容及び企業・団体の概要に基づき、幹事会で決定する。

5 結果の通知

選考結果は、応募者へ通知する。

6 その他の事項

- (1) 本会会員の有無に関わらず、公共機関等の実施するまちづくり事業等の募集に際しては、すべからく同じ取り扱いとする。
- (2) この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【研究会事務局（代表窓口）】

〒951-8066 新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1

(株) 第四北越銀行 コンサルティング事業部

地域創生コンサルティンググループ

「長岡まちなか民間活力創造研究会事務局」

電話：025-229-8163